

事業主の方へ

職場体験型雇用支援事業のご案内

～緊急人材育成・就職支援基金事業～

職場体験を通して人材を雇い入れる事業主を支援します

職場体験受入助成金

正規雇用奨励金

※職場体験参加者奨励金
(職場体験に参加した方に支給されるものです)

厚生労働省 都道府県労働局 ハローワーク
中央職業能力開発協会 (財)産業雇用安定センター

職場体験型雇用のご案内

新規成長・雇用吸収分野等において、事業主団体等との連携のもと、十分な技能・経験を有しない求職者を職場体験により受け入れる事業主の方に対して支援を実施します。

職場体験とは

原則として1か月間の職場体験を実施し、求職者に当該事業所における実際の仕事を経験してもらうことで、求職者と事業主の方の相互理解を深め、その後の正規雇用へとつなげることを目的に実施するものです。

職場体験を実施するには、事業主団体からの推薦を受けるか、(財)産業雇用安定センターが適当と認めたと上で、ハローワークを通じて参加者を募集します。なお、実施する際には職場体験実施計画書を提出していただきます。

また、職場体験後、参加者を常用雇用として正規に雇い入れる場合、求人の申込をしていただきハローワークから紹介を受けていただきます。

- ◆ 事業の趣旨……………P2
- ◆ 職場体験の特徴……………P2
- ◆ 事業の対象となる事業主……………P2
- ◆ 職場体験の概要……………P3
- ◆ 職場体験型雇用のイメージ……………P3
- ◆ 職場体験の流れ図……………P4

職場体験受入助成金の支給

職場体験受入れを行った事業主には、職場体験終了後に職場体験受入助成金が、その実施日数に応じて支給されます。

→ 実施日数に応じて最大10万円

※職場体験受入助成金の支給には一定の要件があります。

- ◆ 概要……………P5
- ◆ 支給対象となる事業主……………P5
- ◆ 支給額……………P5
- ◆ 申請手続……………P5
- ◆ 留意事項……………P6
- ◆ 支給対象となる事業主の要件の詳細……………P6

正規雇用奨励金の支給

職場体験終了後に常用雇用として正規に雇い入れた場合、正規雇用後の6か月の定着と、さらにその後の6か月の定着を要件とし、それぞれ50万円ずつ2回の時期に分けて支給されます。

→ 100万円

※正規雇用奨励金の支給には一定の要件があります。

- ◆ 概要……………P8
- ◆ 支給対象となる事業主……………P8
- ◆ 支給対象期及び支給額……………P8
- ◆ 申請手続……………P9
- ◆ 留意事項……………P9

職場体験参加者奨励金の支給

職場体験に参加した方で、雇用保険を受給できない方に、職場体験終了後に、参加した日数に応じて支給されます。

→ 参加日数に応じて最大12万円

※職場体験参加者奨励金の申請は、職場体験を実施した事業主を通じて行っていただきます。

※職場体験による就職支援を受けるためには、ハローワークの求職登録が必要です。

- ◆ 概要……………P10
- ◆ 支給対象者となる者……………P10
- ◆ 支給額……………P10
- ◆ 申請手続……………P10
- ◆ 留意事項……………P11

職場体験型雇用支援事業

☞事業の趣旨

新規成長・雇用吸収分野等において、事業主団体等との連携のもと、非正規離職者など十分な技能及び経験を有しない求職者について、職場見学会や職場体験を実施するとともに、これらの方を受け入れ、実際の仕事を体験してもらうための職場体験及びその後の雇入れについて支援を行い、求職者の方の円滑な再就職と事業主の人材確保を促進することを目的としています。

☞職場体験の特徴

職場体験には次のような特徴があります

- 事業主は、一定期間（原則1か月）職場体験を実施することにより、当該事業所の実際の仕事を体験してもらうことで、参加者と事業主の相互理解を深め、その後の常用雇用（※）への移行のきっかけ作りを図っていただきます。
- 事業主は、職場体験期間中に参加者の適性或業務遂行可能性などを実際に見極めた上で、常用雇用として雇入れの場合は、職場体験終了後ハローワークに求人申し込みをしていただきます。
- 事業主は、職場体験とその後の常用雇用において一定の要件を満たした上で、各助成金・奨励金の支給を受けることができ、雇入れにかかる一定の負担軽減が図れます。
- 参加者は、企業の求める技能・経験（人材ニーズ）を実際に職場体験することで把握することができ、また職場体験中に努力することで、その後の常用雇用への道が開かれます。また、職場体験終了後、一定の要件を満たした上で、職場体験参加者奨励金を受けることができます。
- 職場体験期間中は、参加者に係る傷害保険・損害保険に加入し産業雇用安定センターが手続きと保険料負担を行います。

（※）常用雇用☞ 雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と同程度（30時間を下回らないこと）であるものをいいます。

☞事業の対象となる事業主

以下のいずれにも該当する事業主の方が対象となります。

- ❑ 事業主団体が（財）産業雇用安定センターに受入先として推薦した事業主または（財）産業雇用安定センターが受入先として適当と認める事業主
- ❑ 受け入れる参加者を職場体験終了後に、ハローワークの紹介を通じて正規雇用として雇い入れる用意がある事業主

※企業規模や業種などの要件はありません。

● なお、事業主の方に受け入れていただく求職者は、以下のいずれにも該当する者となります。

- ❑ ハローワークに求職登録をした求職者で、希望する求人の分野において十分な技能・経験を有しない求職者であると認められる者
- ❑ ハローワークにおいて再就職に向け職場体験を経ることが適当であると認められる者
- ❑ 過去一定期間、当該事業主に雇われていたことがない者